NEWS RELEASE

大東建託グループ

2025 年 7 月 25 日
大東建託株式会社

従業員のがん診断時に一律 100 万円を支給する制度を導入

がん休暇の新設および休職期間の延長により、がん治療と仕事の両立を支援

大東建託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 CEO：竹内啓）は、従業員ががん（悪性新生物）に罹患した際の経済的不安を軽減し、治療に専念できる環境を整えるため、診断時に一律 100 万円を支給する制度を 8 月 1 日から導入します。

本制度は、福利厚生制度の一環として、会社が団体がん保障保険に加入するもので、従業員の自己負担はありません。また、診断から 2 年経過後であれば、再発や転移での入院治療に対して再度 100 万円が支給されます。

本制度の導入に先立ち、本年 4 月から、がん治療のための有給休暇として、年間 7 日間、1 時間単位でも取得可能ながん休暇を新設しています。また、がんの治療による離職を余儀なくされる従業員を支援するため、治療のために休職できる期間を最大 24 カ月に延長し、がんの平均治療期間とされる 18.7 カ月に対応しています。

日本人の 2 人に 1 人ががんを患い、患者の 3 人に 1 人が就労世代（20～60 代）と言われる中、大東建託は、治療と仕事の両立支援および経済的支援の両面から従業員をサポートすることで、安心して長く働くことができる環境を構築していきます。

以上

■ 団体がん保障保険の概要

保障開始日　：2025 年 8 月 1 日
加入対象者　：全従業員（社会保険未加入者を除く）
保　険　料　：自己負担無し（会社負担）
保　険　金　：一律 100 万円
請 求 事 由　：以下のいずれかに該当した場合
① 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
② 直前の支払事由に該当した日から 2 年経過後に所定の悪性新生物（がん）の治療を目的に入院を開始したとき
請 求 フ ロ ー　：がん診断された従業員は必要書類を準備（本人記入・医師記入等）し、会社へ送付
会社は必要事項記載のうえ、保険会社へ送付
保険会社は審査のうえ、問題なければ従業員の指定口座へ振り込む

■ がん治療と仕事の両立支援制度の概要

● がん休暇の新設
導 入 時 期　：2025 年 4 月 1 日
内　　容　：従業員本人ががん治療のために入院・通院時に使用できる特別休暇（有給）
休 暇 日 数　：年間 7 日、1 時間単位で使用可
対　　象　：全従業員（所定労働日数が週 2 日以下の者を除く）

● がん治療のための休職期間を延長
導 入 時 期　：2025 年 4 月 1 日
内　　容　：がん治療のために休職できる期間を延長（無給）
休 職 期 間　：最大 24 カ月
対　　象　：勤続 3 年以上の正社員、無期雇用のアシスタントスタッフ・嘱託社員

［お問い合わせ先］ 大東建託株式会社 広報部 広報課 〒108-8211 東京都港区港南 2-16-1
TEL｜03-6718-9174 / E-mail｜koho@kentaku.co.jp / WEB サイト｜https://www.kentaku.co.jp/